

業 務 仕 様 書

- 1 業務名 町野地区広域簡易水道浄水場機械警備業務(長期継続契約)
- 2 警備対象施設 町野地区広域簡易水道浄水場(町野町佐野イ部 11 番地 2)
- 3 契約期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 15 年 9 月 30 日まで(84 か月)

4 警備目的

警備対象施設における火災、盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、もって同物件の円滑な運営に寄与することを目的とする。

5 警備任務

- (1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- (2) 警備対象施設の異常発見、通報及び緊急措置
- (3) 火災の早期発見と初期消火の対処
- (4) 盗難の早期発見と阻止
- (5) 警報機器類の正常動作確認、監視及び異常発見時の措置
- (6) 機械警備システム用に警備対象施設に設置された異常感知装置及び自動通報装置(以下「警備機器等」とする。)の点検操作
- (7) その他不測の事態の防止と阻止
- (8) その他発注者の指示事項

6 警備実施要領

- (1) 警備機器等は、発生した異常状態を受注者の監視センター(以下「監視センター」とする。)に自動的に通報する機能を有するものとする。
- (2) 発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる異常感知装置は発生事態の詳細についての確かつ迅速に監視センターに通報する。その手段として、警備機器等は、発生した異常状態を警報装置で特定できる機能を有するものとする。
- (3) 監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象施設に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象施設の安全を維持するための最良の措置を実施する。受注者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、これを 1 時間以内に急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
- (4) 監視センターでは、前 2 項の警備機器等の機能に基づき、警備対象施設の異常事態の内容を正確に捉え、必要に応じ警察への通報を行い、警備目的を達成するものとする。
- (5) 監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めたときは、あらかじめ届け出を受けた発注者の責任者へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署

及び警察署に通報するものとする。

- (6) 受注者の巡回警備員は、受注者の警備センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象施設の異常事態を的確に対処し、警備目的を達成するものとする。
- (7) 警備対象に到達した受注者の巡回警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置を取り、受注者の監視センターにその状況を報告するものとする。
- (8) 受注者は警備対象施設の防火、防犯、その他事故防止上の必要な措置を行い、最終退出者は警備対象施設の施錠確認を行い、警備システムを「ON(警戒)」の状態にして退出し、警備対象施設の機械警備を開始するものとする。
- (9) 受注者の最先出勤者は、警備対象施設に入館時、警備システムを「OFF(警戒解除)」の状態にして入館する。これにより警備対象施設の機械警備を終了とするものとする。

7 警備仕様

- (1) 発注者による機械警備システムの操作運用(機械警備の ON(警戒)及び OFF(警戒解除))においては、容易な複製が不可能である専用のタグを利用するものとする。
- (2) 自動通報装置は、停電時においても 30 分以上のバックアップ機能を有するものとする。
- (3) 計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、異常感知装置は、正常な監視を妨げる行為や設置位置を強制的に変更する行為(警備機器の取り外し、蓋解放を含む。)等がなされたことを感知する機能を有するものとする。また、それが正常な機械警備業務の妨げにならないよう、適時監視センターに通報する機能を有するものとする。
- (4) 盗難に関する異常が発生した場合に、それを阻止するための的確かつ迅速な措置を講じるために、警備機器等は、異常発生場所を識別し監視センターへ通報できるものとする。

8 報告

受注者は警備対象施設の異常対処の内容について、速やかに発注者に報告書を提出するものとする。

9 鍵の預託

警備上必要な鍵、タグ等は、発注者、受注者相互に預託するものとし、授受はそれぞれの預かり受領書によりその所在を確認できるようにするとともに、厳重に取扱い保管するものとする。

10 損害賠償

- (1) 業務遂行中、受注者の責に帰すべき事由に生じた損害については、保険により市に対して、その損害を賠償するものとする。
- (2) 前項の損害賠償限度額は、1 事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて 10 億円とする。なお、保険料は受注者の負担とする。

11 警備料金及び機器設備設置費等の支払条件

警備料金の支払は毎月払とし、当月分月額警備料金を翌月支払精算するものとする。また、機械警備機器設置費を月額警備料金に含めて見積算定するものとする。なお、本契約は長期継続契約として契約締結する。なお、入札書は7年分(84か月)の見積額とする。

12 その他

- (1) 業務期間終了後は、受注者が警備用装置類を撤去して原状に復するものとし(ただし、警備用装置類の取付に必要上施された孔穴等についてはこの限りではない。)、これに要する費用については、受注者負担とする。
- (2) 契約締結日に属する年度の翌年度以降において、輪島市下水道事業の歳出予算の当該金額について、減額または削除があったときは契約を解除することができる。この場合、賠償は発生しないものとする。